

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成29年6月20日  
(平成29年5月受付分)



平成29年5月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計2件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆SNSでネット通販… 1回だけのつもりが定期購入に！？

事例：

スマートフォンでSNSの広告を見て、約千円のニキビ用クリームを注文し、商品と一緒に送られてきたコンビニ用振り込み用紙で代金を支払った。2週間後、また商品が届いたので販売業者に連絡したところ、「定期購入なので、商品を5回受け取らないと解約できない」と言われた。2回目以降毎月5千円以上もかかる定期購入コースだと分かっていたら申し込まなかった。(当事者:高校生 女性)



### 👍 アドバイス

- SNSなどの広告を見て、通常より大幅に安い価格にひかれ、「1回だけ」のつもりで化粧品やサプリメントなどを購入したところ、実際は複数回買わなければいけない定期購入が条件だったという相談が寄せられています。
- 申し込みの際は、定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。スマートフォンでは、画面をスクロールした最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があるので、注意が必要です。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第115号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
16	高校生の息子がネット通販で財布を申込し、代金を指定された口座に振り込んだが、税関で商品が止められていると書面が届いた。業者に連絡したところ、電話がつながらなかった。返金してほしい。
19	スマホに、全く利用した覚えがないサイトの利用料を請求するメールがSMSで届き、相手方に電話をしてしまった。今後どうしたらよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)